

労働者派遣契約の解除には ルールがあります!

～ 派遣契約の安易な中途解除をしないでください～

派遣労働者を受け入れている事業主の責務（派遣先）

関連会社での就業を斡旋するなど、派遣労働者の就業機会の確保を図るようにしてください

やむを得ず派遣契約を中途解除する場合は、遅くとも30日前までに派遣会社へ申し入れ、派遣会社の合意を得なければなりません

派遣会社の休業等の損害賠償をする必要があります。

派遣労働者を雇用する派遣元事業主の責務（派遣会社）

派遣先と連携して、派遣先の関連会社での就業を斡旋するなど、派遣労働者の新たな就業機会を確保するようにしてください

派遣契約が解除されたからといって、即座に派遣労働者を解雇できるものではありません

まず休業等を行い助成金を活用するなどにより、派遣労働者の雇用維持に努めてください

（指針の一部改正 平成21年3月31日）

やむを得ず派遣労働者を解雇しようとする場合には、労働基準法に基づく責任を果たさなければなりません

お問い合わせ

労働者派遣関係 兵庫労働局職業安定部需給調整事業課 078-367-0831

助成金関係 ハローワーク助成金デスク 078-221-5440

兵庫労働局ホームページ <http://www.hyogo-roudoukyoku.go.jp/>



従業員の雇用維持を図るための助成金

景気変動などの経済上の理由により、事業活動を縮小せざるを得なくなった場合でも、解雇を避け、従業員を一時的に休業、教育訓練又は出向させることによって雇用維持を図る場合に、賃金等の一部を助成します

中小企業緊急雇用安定助成金

〔支給要件〕

- 中小企業であること
- 最近3ヶ月間の売上高または派遣労働延日数とその直前3ヶ月間又は前年同期と比較して減少していること
- 前期決算時等の経常利益が赤字であること
(但し、売上高または派遣労働延日数が5%以上減少している場合はこの要件は不要)

〔対象者〕

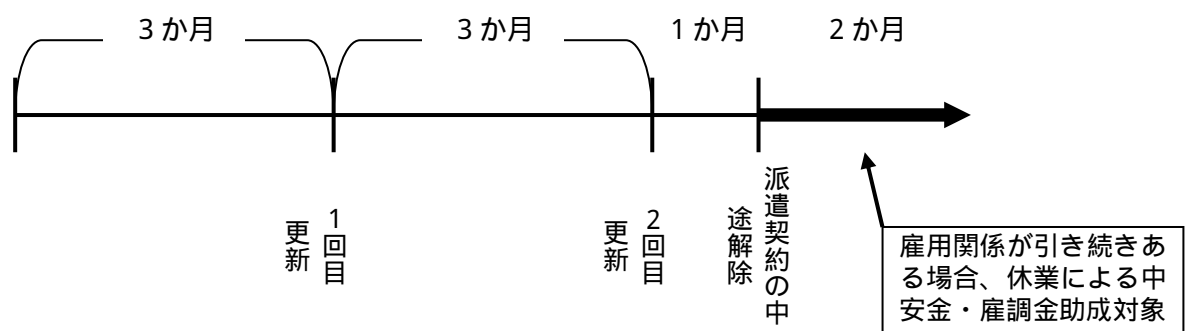
雇用保険の被保険者

〔助成率等〕

- 休業・教育訓練・出向手当等の4/5
- 教育訓練経費 1人1日 6,000円
- 支給限度日数 3年間で300日間
(最初の1年間の支給限度日数200日)

大企業対象の雇用維持関係の助成金として
雇用調整助成金があります。

3か月毎に更新される派遣契約で、2回目の契約更新後1か月目到達時点で派遣契約打ち切りとなった例



あなたのお役に立ちます! 今こそハローワーク!